(1)　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していることを確認すること。

(2)　当該顧客又は代表者等の預金口座（当該預金口座に係る令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結の際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客又は代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。

チ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（銀行等に代わって住所又は居所を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第八条の四第一項第一号、第三号及び第十四号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客又は代表者等に対して、取引又は行為に係る文書を送付する方法

［ヌ～ヲ　略］

ワ　令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、特定の預金口座における口座振替の方法により決済されるものにあっては、当該預金口座が開設されている金融機関等（以下この号において「取扱い金融機関等」という。）が当該預金口座に係る令第十一条の五第一項第一号に規定する契約を締結する際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする金融機関等と取扱い金融機関等が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

カ　令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十九号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が当該クレジットカード等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第

ホ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し（銀行等が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（銀行等に代わって住所又は居所を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第八条の四第一項第一号、第三号及び第九号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客又は代表者等に対して、取引又は行為に係る文書を送付する方法

［ト～リ　同上］

ヌ　令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、特定の預金口座における口座振替の方法により決済されるものにあっては、当該預金口座が開設されている金融機関等（以下この号において「取扱い金融機関等」という。）が当該預金口座に係る令第十一条の五第一項第一号に規定する契約を締結する際に当該顧客又は代表者等の本人確認（法第十八条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による本人確認をいう。以下同じ。）を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする金融機関等と取扱い金融機関等が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

ル　令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十九号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が当該クレジットカード等に係る犯罪による収益の移転防